第2次草津市障害者計画の概要(案)

計画策定の趣旨 [第1章]

平成29年度で計画期間満了となる「草津市障害者計画(後期計画)」の取り組みの成果と課題を踏まえ、 国・県の動向や市民ニーズに対応した実効性のある計画として、「第2次草津市障害者計画」を策定する。

計画の位置づけ

- •「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画であり、本市の障害者施策の基本的方向を示す計画とする。
- •「第5次草津市総合計画」や「草津市健幸都市基本計画」等、他の関連計画との整合を図る。

計画の期間

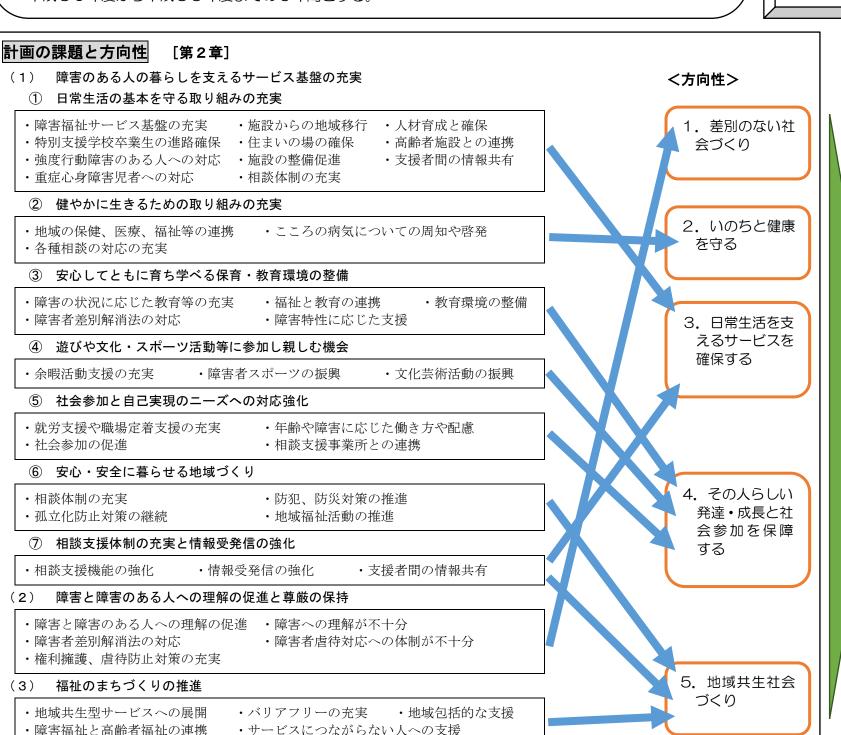
平成30年度から平成35年度までの6年間とする。

基本理念 [第3章]

障害のある人もない人も、誰もがいきいきと輝けるまち 草津 ~ 共に生きる、インクルーシスな社会の実現を目指して~

基本目標

- 1. すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる
- 2. いのちと健康を守ることができる
- 3. 安心して日常生活がおくれる
- 4. ともに育ち、学び、遊び、輝ける
- 5. 地域共生社会づくりが進んでいる



施策の体系 [第4章] 【 施策 】 【 基本目標 】 1. すべての人権が守られ、 ① 障害と障害のある人への理解の促進 一人ひとりの尊厳が保た ② 権利擁護と虐待の防止 れる 2. いのちと健康を守るこ ③ 疾病等の予防と早期発見・早期対応 とができる ④ 精神保健福祉対策の強化 ⑤ 保健・医療の充実 3. 安心して日常生活がお ⑥ 相談体制の強化 くれる ⑦ 日常生活支援の充実 ⑧ 住まいの確保 9 家族等への支援の充実 ⑩ 経済的負担の軽減 ⑪ 制度の維持と適正運用 ② 発達支援の充実 4. ともに育ち、学び、遊 び、輝ける ③ 就学前教育保育の充実 (4) 学校教育の充実 (15) 放課後児童対策の充実 ⑥ 文化・スポーツ活動等の推進 ① 就労支援と雇用環境整備の促進 5. 地域共生社会づくりが 18 情報受発信の充実 進んでいる ⑨ 地域福祉活動の推進 ② バリアフリー化の推進と移動の確保